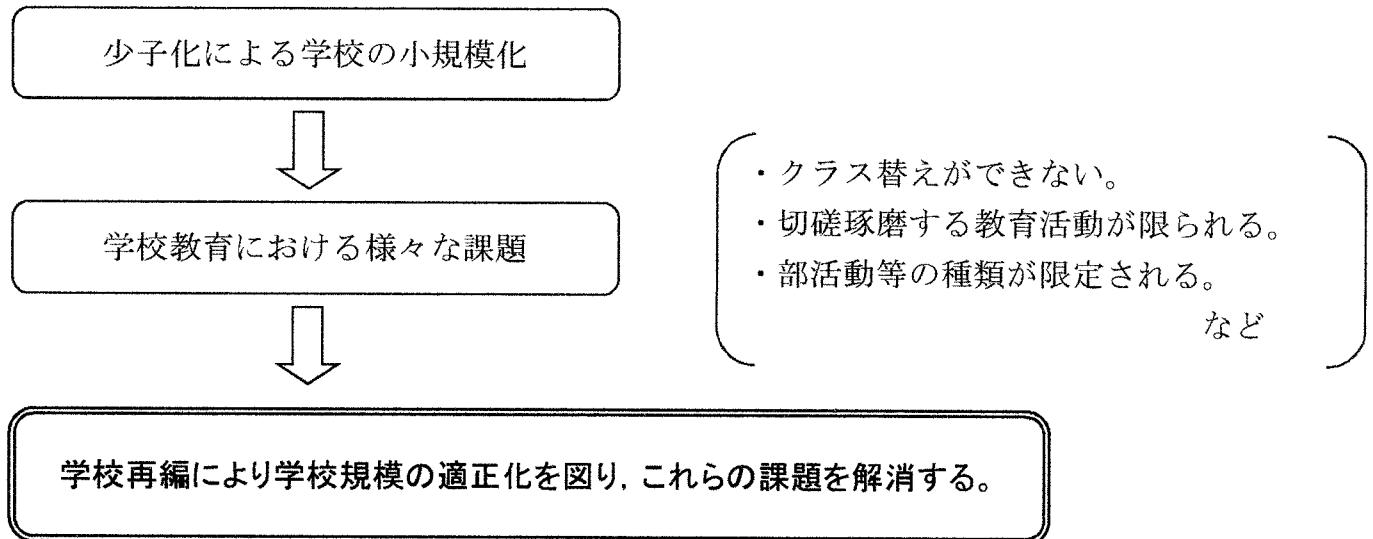


学校再編について

1 学校再編の目的



児童生徒がより多様な教育活動を展開し、豊かな人間関係を築き、社会性を身につけるためには、ある程度の規模の学校であることが望ましいと考える。

2 学校再編の取組経過

平成21年 3月 「函館市立小・中学校の配置についての基本指針」を策定

- ・望ましい学校規模：小学校12学級以上（12～18学級）
中学校9学級以上（9～18学級）

- ・地域性への配慮

（望ましい学校規模を下回る場合でも機械的には行わない）

- ・通学区域の調整

（1つの小学校から同じ中学校へ進学するよう努める）

平成24年 3月 「函館市立小・中学校再編計画」を策定

平成24年 7月 再編計画第1期、第2期、随時検討グループ（第7グループ小中～平成28年 7月 学校の一部）について諮問、答申

平成28年 7月 再編計画第3期、第4期、随時検討グループについて
学校教育審議会に一括諮問

3 学校教育審議会答申までの基本的な流れ

(1) 審議会総会（25名以内の委員で組織）

- ①教育委員会から諮問
- ②諮問事項について全体審議
- ③小委員会による調査・審議



(2) 小委員会

会長の指名する10名以内の委員をもって組織

- ①資料による審議
- ②現地調査（通学区域、学校施設等の視察）
- ③意見聴取会（PTA役員、関係町会、学校関係者の代表者を対象として開催）
- ④答申案の作成



(3) 審議会総会

答申案を決定

(参考)

答申後の流れ（教育委員会）

- ・保護者等説明会
- ・統合方針の決定
- ・統合準備委員会の設置
- ・統合校の開校

函館市学校教育審議会条例

(昭和46年函館市条例第41号)

(設置)

第1条 函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 通学区域の設定または変更に関する事項。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市立学校の父母と先生の会を代表する者
- (3) 市立学校の教職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補 則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和40年12月18日函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（昭和48年12月1日条例第76号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日以後、改正後の函館市学校教育審議会条例第3条第1項の規定に基づいて新たに委嘱または任命する審議会の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、昭和50年8月31日までとする。

附 則（平成9年12月18日条例第39号）

この条例は、平成10年3月1日から施行する。

函館市学校教育審議会小委員会設置要綱

(昭和60年6月14日制定)

(設 置)

第1条 通学区域の設定または変更に關し、専門的に調査・審議するため、函館市学校教育審議会（以下「審議会」という。）に小委員会をおくものとする。

(組 織)

第2条 小委員会は、会長の指名する委員10名以内で組織する。

第3条 小委員会に委員長1人を置くこととし、当該小委員会に属する委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、小委員会を代表し、小委員会の事務を掌理する。
- 3 小委員会に副委員長1人を置くこととし、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、会議の議長は委員長がこれにあたる。なお、委員長は必要に応じ、学校関係者から意見を聴取するための会（以下「意見聴取会」という。）を開くことができる。

- 2 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、前項の意見聴取会は、原則、委員長および委員長の指名する委員1人が出席するものとする。
- 3 小委員会は、会議の内容を総会に報告しなければならない。

(そ の 他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営についての必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年6月14日から施行する。

この要綱は、平成6年11月15日から施行する。

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

小委員会委員について

1 小委員会設置の目的

通学区域の設定または変更に関し、専門的に調査・審議するため、審議会に小委員会をおくものとする。(別添資料3「函館市学校教育審議会小委員会設置要綱第1条(以下「要綱」という。)」)

2 2つの小委員会

小委員会は10名以内で組織することとしており(要綱第2条)、現在、審議会に10名で構成する小委員会と5名で構成する小委員会(平成27年度第3回総会において設置)の2つの小委員会を設置している。

3 審議を担当する再編の組合せについて

(1) 10名の小委員会

- ①戸倉中・旭岡中
- ②弥生小・青柳小
- ③赤川小・神山小
- ④上湯川小・旭岡小・亀尾小
- ⑤深堀小・南本通小

(2) 5名の小委員会

- ①東小・石崎小
- ②磨光小・大船小・臼尻小
- ③恵山中・椴法華中

4 小委員会委員について

要綱第2条において、「小委員会は、会長が指名する委員10名以内で組織する。」と規定されている。

また、小委員会は、

- (1) 資料による審議
- (2) 現地調査(通学区域、学校施設等の視察)
- (3) 意見聴取会(P T A役員、関係町会、学校関係者の代表者を対象として開催)
- (4) 答申案の作成

などを行うものとする。